

令和3年12月6日

編集・発行：奥多摩町監査委員事務局 電話 0428-83-2302

公監査委員とは

地方自治法により、市町村等に必ず設置しなければならないもので、町長や議会から独立した機関として、町の財務に関する事務や事業等が法令等に抵触していないかなどのコンプライアンスや経済性・効率性・有効性など”最小の経費で最大の効果を発揮できているか”などを監査します。また、職務にあたっては、常に公正不偏の態度で監査しなければならないとされています。現在の町の監査委員は、代表監査委員佐久間勝氏と議会選出監査委員木村圭氏の2名です。

監査結果と措置状況等の公表について

監査結果は、町長や議会に報告し、住民に公表しなければならず、また、監査委員は必要な時は意見を提出することができます。町長等は、監査結果や意見を参考に措置した時は監査委員に報告し、監査委員はこれを住民に公表することとなっていますが、これまでは町の監査結果だけが役場などの町内3箇所に掲示され町民等の閲覧に供されていました。

今回、コロナ禍により不要不急の自粛が求められ町民が閲覧できる機会が少なくなったことや、若者定住対策の効果で町外から転入した町民が増えてきたことなどを踏まえ、広く住民に周知するとともに、監査の指摘や意見等に対し町の改善へのインセンティブがなお一層はたらくよう、条例及び規程を改正し、「監査結果と措置状況等」を町のホームページに掲載し、年1回そのダイジェスト版を“監査だより”として各ご家庭に配布することとしました。

— ご挨拶 —

約35年の都庁勤務で監査を受けた経験等を活かし、平成30年度から監査業務を務めさせていただいております。時代の変化をふまえつつ、適正かつ無駄のない予算執行や資産の有効活用等をおし、なお一層、町政が町民サービスの向上等につながればと思っています。将来に渡って老若男女が健康で生き生きと暮らせる奥多摩の実現に向け、縁の下の力持ちとなれるよう、微力を尽くす所存です。皆様からご意見、ご提言があれば、是非事務局にお知らせいただくか町長への手紙等をご活用ください。

代表監査委員
佐久間 勝



私は平成29年12月に議会選出監査委員に選任され、以来現在まで4年間務めてまいりました。

監査は健全な町政運営に重要な職務であります。

町の財政悪化や入札談合などの不祥事があるわけではありません。常に、自らの判断と責任において、誠実かつ厳正に遂行しなければなりません。今後も、議員として、町の発展と町民の負託に応えるために、更に研鑽を重ねてまいります。

議会選出監査委員
木村 圭



※木村監査委員は11月30日をもって辞任しました。新しい議会選出監査委員は12月開催の議会定例会で選ばれます。

平成 30 年度 例月出納検査

件名	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等及び今後の対応・スケジュール （どのような改善をいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	評価
金額			（○・△・×）
所管課			理由
監査実施日			
もえぎの湯木質バイオマスボイラー焼却灰放射性物質分析業務委託の内容	木質バイオマスボイラー焼却灰の放射能分析結果は、基準値より大幅に低い数値が出ているが、いつまで分析調査が必要なのか。監督官庁等へ確認する必要がある。	監査委員の意見を踏まえ、今年度（平成 30 年度）をもち質問事項の委託を終了することとした。担当係として、基準を下回るが法令上必要あるもので、町施設のバイオマスボイラー稼働するためにも、町民に安心安全のためにも実施することだと思っていた。都の環境局の回答のとおり義務もないので、観光産業課として平成 30 年度で終了することとした。	○
39,312 円			
観光産業課			
平成 30 年 4 月 20 日			
平成 30 年 4 月 24 日付報告書指摘事項もえぎの湯木質バイオマスボイラー焼却灰放射性物質分析業務委託の内容	木質バイオマスボイラー焼却灰の放射能分析調査の数値が年々低くなってきているので、今後も調査継続が必要なのか近隣市町村と連携し、東京都に確認のうえ指定地域から外してほしい旨要望してみてもどうか。		
観光産業課			
平成 30 年 5 月 29 日			

令和元年度 例月出納検査

廃棄物最終処分場浸出水処理施設放流水等分析業務委託、簡易給水施設等水質検査業務委託等、他の水質検査委託との一括委託の可能性について	水質が安定して基準値を下回っていることから、分析業務は不要ではないのか。 また、必要であるなら、契約金額の低減をめざし、複数案件の水質検査について、一括で見積りをとることを検討されたい。	監査の意見を踏まえ、廃棄物最終処分場については、令和 2 年 6 月 24 日付で東京都に対し「最終処分場の廃止確認申請書」を提出し、その後、現地確認が行われ、令和 2 年 8 月 28 日付で「廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書」を受領したことから 8 月 3 日付で廃止届書を提出した。 よって、本業務委託契約については実施することは不要となった。	○
57,024 円			
環境整備課 令和元年 7 月 26 日			

令和 2 年度 例月出納検査

ヘルシー体操事業業務委託（感染症対策による 2、3 月休業分）の休業時における契約書の内容	新型コロナ感染拡大防止のため中止となった事業にも交通費を含め委託費が支払われているが、委託費及び交通費を支払うのは実際に事業を実施した分のみとすべきではないか。 業務委託契約において受託者は、労働基準法の使用となるのか。支払い根拠を次回検査時に回答されたい。 また、他の業務委託契約において、新型コロナウイルス感染症対策により中止となった事業及び同様の支払いの有無も併せて報告されたい。	令和元年度までは委託契約で事業を実施していたが、委託契約時は費用弁償を含めた単価/日で契約しており、既に実施予定であった事業分にはコロナ禍で事業が中止となった際についても講師委託料及び交通費の支払いを行った。 このことについて、「契約形態から実施したものについてのみ支払うべき」と監査で指摘を受けたことを踏まえ、過去に支払った分については、支払額分に値する事業の振替実施を文書で通知し行った。また、令和 2 年 4 月以降は、中止となった場合の取り扱いとして、可能な限り年度内に振替実施を行い、その実績に応じた報酬を支払うこととした。なお、令和 2 年度からは会計年度任用職員制度が導入されたことにより、雇用として、事業を実施している。	○
36,000 円			
福祉保健課 令和 2 年 6 月 24 日			

令和 3 年度 例月出納検査

P C R 検査業務委託の委託先を決定した根拠資料の提出	令和 3 年 3 月実施分の指摘事項について、整理の上、再度提出を願いたい。	町民の感染者が確認され、感染拡大防止対応のため早急に検査キットを確保し検査体制を整備する必要があった。P C R 検査会社への委託を検討したが、検査依頼・検査結果の報告、検体採取容器の準備等総括的な業務は対応できないことから、事務手続き、独自検査の確保が早急でき、適正、迅速な検査の実施、検査キットの確保も確実にできる J T B と契約をした。監査委員の指摘を受け、令和 2 年度の契約締結時には未作成であった、随意契約希望理由書について、随意契約を希望するに至る資料を作成した。	△
228,900 円			
新型コロナウイルスワクチン接種担当 令和 3 年 4 月 26 日 令和 3 年 5 月 26 日			

随意契約する場合は随意契約希望理由書の作成と審議での精査に努められたい。

平成 30 年度 決算審査

<p>平成 29 年度決算審査(総括意見) P D C A サイクルの強化</p>	<p>義務でない放射能測定委託や使用できない環境トイレの放置など、町予算で整備したもので、使用されていないものがないかチェックし、ある場合については、将来に向けその扱いを迅速に検討することや、町民プールの利用期間の延長など、施設や施策等について、当初の目的通り有効活用されているか、改善点は無いかなど毎年度チェックし、必要なアフターフォローにも取り組み、P D C A サイクルを着実にすることが重要である。</p>	<p>使用できない環境トイレ（川乗登山口小水力発電公衆トイレ）について 助言・指導をいただいたが、取り組みが進まなかったことは、今後、改善する必要があると認識している。 この総括意見の指摘事項は当課だけの問題とせず、組織全体でこの問題を共有し、町で整備した施設や施策について、目的通りに活用されているか、改善点はないか毎年度チェックし、有効性、費用対効果等を十分検証し取り組んで行く。 観光産業課の環境トイレについては、西久保に移設して再利用対応済み。 水力発電設備その他は、再利用方法が決定していないなどのため未実施令和 3 年 4 月 26 日実施の例月出納検査の際、観光産業課長より、写真とともに環境トイレの撤去・移設完了について口頭報告済み。 同日、監査委員及び事務局で西久保の移設現場を視察し、再利用状況を確認済み。水力発電設備その他は、今後も再利用方法等について調査・検討を継続する。</p>	<p style="text-align: center;">△</p> <p>水力発電設備の活用等について、引き続き検討されたい。</p>
<p>観光産業課 教育課</p>			
<p>観光産業課 平成 30 年 8 月 1 日 教育課 平成 30 年 8 月 3 日</p>			

平成 30 年度 その他意見等

<p>鶴の湯温泉給湯施設レジオネラ対策</p>	<p>レジオネラ菌は、これを含む水しぶきなどを吸い込むと肺炎を発症しやすくなり、重症化すると死に至る場合もある病原菌である。 源泉の環境基準は、100ml 当たり 10 個未満であるが、平成 29 年と 30 年の測定で基準を上回る結果が出ており、以下の対策を提案する。 ① 槽内の貯湯の滞留時間の短縮（滞留時間が長いと菌が繁殖し易くなるため、支障ない範囲で有効貯湯量を減らし、槽内の滞留時間を短くする。） ② 引出管等を含む清掃の徹底（直接の清掃ができていない引出管等を業務用ワイヤーブラシ等で管内壁に付着している菌等を清掃できるよう、ジョイント設置工事を実施する。） ③ 消毒時の残留塩素濃度の確認（残留塩素濃度を 2～5mg/l に維持すれば殺菌効果が得られるため、塩素消毒時にこの濃度以上になっているか確認する。）</p>	<p>監査委員の提案を踏まえ、以下のとおり対応したところ、以降の検査は基準値内となっている。 ① 貯湯槽の貯湯量を少なくし、配湯前に貯湯槽の源泉を排水した後の源泉を配湯することで、滞留時間を短縮した。 ② 作業方法が難しいため配管の清掃はしていないが、清掃時の消毒液の増量及び清掃後の濯ぎを十分行った。 その後、保健所からの指導で配管内を過炭酸ナトリウム配合の洗浄剤で清掃を行った。 ③ 消毒薬は、6%の次亜塩素酸ナトリウムを使用しており、消毒時は濃度を確認して消毒するとともに、次の方法を行った。 ・配管（貯湯槽から配湯口）に水道水と消毒薬を入れ管内を充満させる。 ・貯湯槽内の床から 20 cm（配当管出口上部）まで水道水を溜め、消毒薬を入れる。 ・貯湯槽内の天井・壁面に噴霧器で消毒薬を散布する。</p>	<p style="text-align: center;">○</p>
<p>(一財) 小河内振興財団</p> <p>平成 30 年 9 月 28 日 (9 月 14 日現場調査、 " 28 日提案書提出)</p>			

令和2年度 その他意見等

保有資産の有効活用と関係者との連携（防災行政無線の有効活用について）	①防災行政無線については、山岳救助や火災発生時などの広報に多く使用されているが、交通機関の運休を含め災害等異常事態の際に町民が行動に反映できるよう、より広く関係機関からの情報を必要に応じ可能な限り具体的かつタイムリーに提供できるよう検討願いたい。	①災害等異常事態時での防災行政無線の有効活用については、監査の指摘を踏まえ令和2年8月に、町民に対し、町からの情報はもとより、JR、西東京バス、交通局などの関係機関から、住民が行動を起こすために必要となる、タイムリーな情報提供を心がけるよう、協力をお願いしたところである。今後も、その時々状況に応じ、災害時における情報提供の内容を確認し、町民の安全安心のため必要となる情報提供を迅速に行うとともに、関係機関との連絡、連携に努めていきたい。	○
総務課			
令和2年8月26日	②ラジオ体操を午前10時と午後3時に流すなど、町民の健康増進につながるような取り組みを検討願いたい。	②新型コロナウイルス感染症防止による町民の健康管理のため、防災行政無線の戸別受信機を通じて毎朝10時にラジオ体操を放送していたが、監査の指摘を踏まえ令和2年10月から、午後3時から放送し、毎日2回放送することでさらなる町民の健康増進につなげた。引き続き放送をしたい。なお、屋外スピーカーについては緊急時の放送のみで使用するため、ラジオ体操の放送は難しい。	
保有資産の有効活用と関係者との連携（利用者の立場に立ったサービス提供の徹底について）	森林セラピー健康づくり事業における送迎バスがFAX送受信の手違いにより依頼されなかった件について	令和元年度の決算審査（総括意見）により意見のあった、事業に対する町と関係機関の連携については委託業者と町との予約の行き違いから利用者に迷惑を掛けた事をふまえ、令和2年9月以降、庁用バス使用については委託業者と町とで相互にFAXと電話にて確認し、二重チェックを行い、再発防止に努めている。観光立町を標榜している町として、町外からの観光客に良いイメージを与えるよう、サービスの提供に努めたい。	△
総務課			
令和2年8月26日	①FAX送信履歴が1日前のものしか保存されていないことはリスク管理を所管する部署の運用としていかなものか。 ②総務課・奥多摩地域振興財団とも再発防止策を策定したとのことだが、くれぐれも利用者の立場に立ったサービス提供の徹底を町を挙げて取り組んでいただきたい。		FAX送信履歴が1日前のものしか保存されていないことについての対応がない。

令和3年度 その他意見等

町議会議長への要望事項	・町議会議員に配布されているタブレット端末の積極的利用	本タブレットは、議会のペーパーレス化を踏めるため、全議員・町長等の理事者・全管理職に貸与し、これまで紙配布していた議案書等の議会資料は、そのほとんどをタブレットに格納し開催している。タブレット端末の積極的利用は、積極的な活用について話合っており、令和3年9月議会では、委員会をオンラインで開催するため、議員提出議案として委員会条例の改正を東京都市町村で初めて行ったところである。今回、監査委員から提案の議員タブレットのメールアドレス公表については、令和3年11月11日に全員協議会を開催し協議した。	○
町議会議長			
令和3年10月20日	現在、議会資料の閲覧や都・町との情報共有化に利用されているが、若者定住対策などにより、町外出身者の増加が見込まれることから、すべての町民がより気軽に町政への要望が出せるよう、タブレット端末のメールアドレスを公表し、町への要望の収集等に活用してはどうか。 ついては、上記提案についての町議会議員の皆様の総意をできるだけ速やかに回答願います。	協議では、公表に前向きな考えが示される一方、タブレットの操作方法等の習熟度に議員間に開きがあり、公表後にメールで要望があった際の対応や迷惑メール、ウイルス等セキュリティ面について不安を抱く議員も見受けられた。このうち、迷惑メールやウイルス等のセキュリティ対策は、事務局から新たに対策ソフトの導入等を行うとの説明で不安は取り除かれた。 以上の協議を踏まえ、議会選出議員を除く全議員に賛否を問い、メールアドレスを住民等に公表することについて全議員が賛成した。 また、公表の周知方法については、町ホームページ、議会だより等で行うこととし、セキュリティ面が整う令和4年度から公開の準備を行うこととし、11月24日に文書で回答した。	